



フリマサービスは個人間取引 利用する際は慎重に

事例

フリマアプリで新品と書かれていたドライバーを購入し、代金5千円をフリマアプリ運営事業者に支払った。しかし、届いた商品は新品ではなく、電源ボタンも壊れていた。運営事業者にメールで問い合わせたところ、「アプリのメッセージ交換機能であなたと出品者との連絡が取れているので、出品者と話し合ってください」と言われた。出品者が「返品を受けるので、先に評価をしてほしい」と言ってきたので、評価をすると一切連絡が取れなくなってしまった。(当事者:高校生 女性)



.....ひとことアドバイス.....

- フリマアプリ等のフリマサービスでの商品売買は、個人間取引(購入者と出品者の双方が消費者個人)です。トラブルは、当事者間で解決を図るように求められていることを理解して利用しましょう。
- フリマサービスでは、商品到着後に購入者が出品者を「評価」することで、自分が支払った代金が運営事業者から出品者に振り込まれるシステムになっていることもあります。商品の

到着前や届いた商品に納得する前に、「評価」すると、代金だけ支払われて出品者と連絡が取れなくなるケースもあります。利用規約をよく理解して、慎重に取引を行いましょう。

- 当事者間で話し合っても、運営事業者に相談しても交渉が進まない場合は、問題点の整理等を行うため、お住まいの自治体の消費生活センター等に相談しましょう(消費者ホットライン188)。

